

ペットと安心して暮らすために

新しく犬を飼う方へ 4月1日以降 登録手続きが変更します

問 環境衛生課（吉備庁舎）

新しく犬を飼う方へ
4月1日以降
登録手続きが変更します

新しく犬を飼う方へ
4月1日以降
登録手続きが変更します

犬の飼い主は、これまで有田川町に犬の登録手続きをし、鑑札の交付を受ける必要がありました。マイクロチップが装着された犬については4月1日（月）から環境大臣指定登録機関の犬と猫のマイクロチップ情報登録システムにて所有者登録・変更の手続きをすることで、役場窓口での手続きが不要になります。その場合は、装着しているマイクロチップが鑑札とみなされます。ただし、マイクロチップを装着していない場合は、これまで通り町への登録手続きが必要です。従来の鑑札交付を伴う有田川町への犬の登録手数料は30000円です。

詳細は町ホームページ掲載のチラシをご覧ください。

※民間登録団体として実施している

マイクロチップ登録事業（AIP

O）とは異なりますので、ご注意ください。

ください。

※4月1日（月）以前に環境大臣指定

登録機関において所有者登録・変更

の手続きをしている場合は対象外

です。従来通り首輪への鑑札の装着

を続けてください。

犬猫去勢等補助金制度

飼い犬・飼い猫の去勢、避妊手術に対する補助金の制度があります。

●補助額

・犬の去勢／60000円

・犬の避妊／80000円

・猫の去勢／40000円

・猫の避妊／60000円
※1年度につき1世帯あたり2匹まで

申請を希望される方は、必ず手術

前に申し込んでください。申請して

から補助金の交付が決定するまで3

週間程度かかります。4月1日（月）

から受け付けを開始します。詳細は

町ホームページをご覧ください。

狂犬病予防注射

日本では、全ての犬に予防注射が義務付けられています。予防注射は動物病院でできますが、4月中旬～下旬には町内で集合注射を行います。4～5ページで集合注射の日程をお知らせします。

狂犬病とは

「狂犬病」は一度発症してしまうと、人・動物共に100%に近い確率で死亡する大変恐ろしい病気です。狂犬病には次のような特徴があります。

- ・有効な治療がないため、発症すれば100%近い確率で死亡する。
- ・狂犬病患者の大半は潜伏期間が1～3カ月と長い。
- ・発症する前に狂犬病ウイルスに感染しているかどうかを検査する方法がない。
- ・ほとんどすべての哺乳動物が感染・発症するが、地域によって主に感染源となる動物が異なる。
- ・狂犬病ウイルスは消毒薬には抵抗力が弱い、発症後に有効な薬剤はない。

